

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

一

（人事課）

（人事課）

三

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中ウをキとし、ムの次に次のように加える。

ウ 第百十五条の四十四の二第一項及び第二項の規定による調査、分析及び報告の受理並びに同

条第五項から第七項までの規定による情報の提供、命令及び市町村長への通知

第六条第一項第一号二中「第六条の三第六項」を「第六条の三第八項」に改め、同項第二十八号中

「製剤製造業等」を「製造業等」に改め、同号二中「第十七条第二項」を「第十八条第一項」に改め

る。

第八条第一号中アをスとし、同号テ中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に改め、同号

中テをエとし、エの次に次のように加える。

ヒ 第五十六条第四項の規定による費用の徴収

モ 第五十七条の三第三項の規定による報告及び文書その他の物件の提出等の命令並びに質問

セ 第五十七条の四第三項の規定による文書の閲覧、資料の提供及び報告の請求

第八号第一号中エをシとし、コをメとし、メの次に次のように加える。

ミ 第五十六条第一項の規定による認定

第八号第一号中フをユとし、キからケまでをフからキまでとし、ウをヤとし、ヤの次に次のように

加える。

マ 第三十三条第九項の規定による一時保護等

ケ 第三十三条第十一項の規定による保護延長者の一時保護等

第八条第一号中ム中「及び」の下に「第三項並びに」を、「第三十一条の二第一項」の下に「及び第

二項」を加え、同号中ムをノとし、ノの次に次のように加える。

オ 第三十一条第四項の規定による延長者に対する措置

ク 第三十一条第六項の規定による意見の聴取

第八条第一号中ラをキとし、ヨからナまでをソからウまでとし、カをタとし、タの次に次のように

加える。

レ 第二十七条第五項の規定による意見の聴取

第八条第一号中ワをヨとし、リからヲまでをルからカまでとし、チをリとし、リの次に次のように

加える。

ヌ 第十一条第一項第三号の規定による支援

第八条第一号中トをチとし、イからハまでをロからトまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第六条の三第一項第二号の規定による認定

第八条第二号中チをカとし、トをヲとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 第十三条第三項の規定による助言に係る事務の委託

第八条第二号中ヘをルとし、ホをリとし、リの次に次のように加える。

又 第十一条第五項の規定による措置

第八条第二号中ニをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 第九条の三第二項の規定による調査及び質問

ト 第九条の三第三項の規定による許可状の請求

チ 第九条の三第五項の規定による許可状の交付

第八条第二号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第八条の二第二項の規定による告知

第十条第一項第十二号中リをヌとし、ホからチまでをヘからリまでとし、同号二中「及び返納の受理」を「の受理及び登録証の返納の受領」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ中「登録証等」を「登

録証」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第十条の規定による登録証の交付

第十八条第一項第三十七号を次のように改める。

三十七 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）の施行に関する次のこと（盛土又は切土をする土地の面積が一万平方米メートル未満のもの（市街化調整区域内の土地を除く。）に限る。）。

イ 第十二条第一項の規定による宅地造成等に関する工事及び第三十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可

ロ 第十二条第三項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十条第三項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加

ハ 第十二条第四項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十条第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知

ニ 第十四条第二項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第二項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知

ホ 第十五条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議

ヘ 第十六条第一項の規定による宅地造成等に関する工事及び第三十五条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可

ト 第十六条第二項及び第三十五条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理

チ 第十七条第一項及び第三十六条第一項の規定による工事完了の検査

リ 第十七条第二項及び第三十六条第二項の規定による検査済証の交付

ヌ 第十七条第四項及び第三十六条第四項の規定による工事完了の確認

ル 第十七条第五項及び第三十六条第五項の規定による確認済証の交付

ヲ 第十八条第一項及び第三十七条第一項の規定による中間検査

ワ 第十八条第二項及び第三十七条第二項の規定による中間検査合格証の交付

カ 第十九条第一項の規定による宅地造成等に関する工事及び第三十八条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期報告の受理

コ 第二十条第一項及び第三十九条第一項の規定による許可の取消し

ク 第二十条第二項及び第三十九条第二項の規定による工事の施行の停止及び災害防止措置の命令

命令

ソ 第二十条第四項及び第三十九条第四項の規定による工事の施行及び作業の停止命令

ツ 第二十四条第一項及び第四十三条第一項の規定による立入検査

ネ 第二十五条及び第四十四条の規定による報告の徴取

ナ 第二十七条第一項の規定による届出の受理

ラ 第二十七条第二項（第二十八条第三項で準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知

ム 第二十七条第三項（第二十八条第三項で準用する場合を含む。）の規定による勧告

ウ 第二十七条第四項（第二十八条第三項で準用する場合を含む。）の規定による命令

ク 第二十八条第一項の規定による変更の届出の受理

ノ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第八十八条に規定する書面の交付

第十八条第一項中第五十四号を削り、第五十三号を第五十四号とし、第三十八号から第五十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和七年宮城県規則第九十五号）の施行に関する次のこと（前号イに規定する許可及び前号ナに規定する届出に係るものに限る。）。

イ 第八条の規定による着手届の受理

ロ 第九条の規定による廃止等届の受理

第十八条第一項中第五十五号を第五十六号とし、第五十四号の次に次の一号を加える。

五十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行に関する次のこと。

イ 第七条の規定による建築物に係る指導及び助言

ロ 第十一条第三項及び第十二条第四項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の交付

ハ 第十一条第四項及び第十二条第五項の規定による期間を延長する旨等を記載した通知書の交付

ニ 第十一条第五項及び第十二条第六項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない旨等を記載した通知書の交付

ホ 第十五条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物に係る報告の徴収及び立入検査

へ 第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

ト 第三十条第三項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の建築主事又は建築副主事への通知

チ 第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定

リ 第三十二条の規定による認定建築主からの報告の徴収

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項第三十七号及び第三十八号の改正規定は、同年五月二十三日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第十五号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一各部長の専決事項の項第一号中ホを削り、ヘをホとし、トからタまでをヘからヨまでとし、同表各副部長の専決事項の項中ニを削り、ホをニとし、ヘからワまでをホからヲまでとし、同表各主管課長の専決事項の項第一号中イを削り、ロをイとし、ハからホまでをロからニまでとし、同項第三号中「及び臨時職員」及び「並びに臨時職員の任用協議の承認」を削り、同表各課長の専決事項の項第一号ト中「課員」を「所属の課長に相当する職（課に置かれる職に限る。）にある者（地方機関の職を兼ねる者を除く。）及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある者」に改め、同号中チを削り、リをチとし、ヌからヨまでをリからカまでとし、同表各総括課長補佐の専決事項の項第一号中ヘをトとし、ロからホまでをハからヘまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 課員（所属の課長に相当する職にある者及び総括課長補佐の職又は総括技術補佐の職にある者を除く。）の週休日の指定及び勤務時間の割振り、週休日の振替、休憩時間の変更の承認、

時間外勤務代休時間の指定並びに休日の代休日の指定
別表第一人事課長の専決事項の項第十二号を次のように改める。

十二 臨時的任用職員の任免

別表第一総務事務管理課長の専決事項の項第一号中「会計年度任用職員、臨時職員等」を「（別に定めるものに限る。）」に改め、同表環境生活部長の廃棄物対策課に係る専決事項の項中第九号を削

り、同表廃棄物対策課長の専決事項の項第一号中「ルからヨまで、ソ、ナ、ラ及びク」を「カからソまで、ラ、キ、ノ及びフ」に改め、同号中ヤをコとし、レからクまでをナからフまでとし、タをツとし、ツの次に次のように加える。

ネ 特定産業廃棄物最終処分場の維持管理積立金の額の算定及び通知（第十五条の二の四）

別表第一廃棄物対策課長の専決事項の項第一号ヨ中「ソ、ナ及びラ」を「ラ、キ及びノ」に改め、同号中ヨをソとし、ルからカまでをカからレまでとし、同号ヌ中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下この号において「政令」という。）」を「政令」に改め、同号中ヌをワとし、ハからリまでをヘからヲまでとし、ロをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 特定一般廃棄物最終処分場の維持管理積立金の額の算定及び通知（第八条の五）

ホ 一般廃棄物処理施設の変更の許可（第九条）

別表第一廃棄物対策課長の専決事項の項第一号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下この号において「政令」という。）第五条の二に掲げるものを除く。ホにおいて同じ。）の設置の許可（第八条）

別表第一廃棄物対策課長の専決事項の項第七号を削り、同表保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項第二号ウ中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設等」に改め、「第百十五条の三十五」の下に、「第百十五条の四十四の二」を加え、同項第三号ハ中「附則第四条」を「附則第十一条」に改め、同号ニ中「附則第十四条」を「附則第二十一条」に改め、同号ホ中「附則第十五条」を「附則第二十二条」に改め、同号ヘ中「附則第十六条」を「附則第二十三条」に改め、同号ト中「附則第二十条」を「附則第二十七条」に改め、同表長寿社会政策課長の専決事項の項第三号ハ中「附則第四条」を「附則第二十一条」に改め、同号ニ中「附則第四条、附則第九条」を「附則第十三条、附則第十六条」に改め、同号ホ中「附則第十八条」を「附則第二十五条」に改め、同号ヘ中「附則第二十条」を「附則第二十七条」に改め、同号ト中「附則第二十条」を「附則第二十七条」に改め、同表保健福祉部長の精神保健推進室に係る専決事項の項に次の一号を加える。

五 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）の施行に関する次のこと。

イ 指定養成施設の指定（第七条）

ロ 指定養成施設の変更の承認及び届出の受理（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号。以下この号において「省令」という。）第四条）

ハ 報告の徴収及び指示（省令第八条）

ニ 指定養成施設の指定の取消し（省令第九条）

別表第一保健福祉部長の業務課に係る専決事項の項第四号イ中「製剤製造業者等又は毒物劇物販売業者」を「毒物劇物業者」に改め、同号ロ中「製剤製造業者等若しくは毒物劇物販売業者」を「毒物劇物業者」に改め、同項に次の一号を加える。

九 薬学生修学資金貸付条例（令和六年宮城県条例第六十三号）の施行に関する次のこと。

イ 貸付けの休止及び停止（第八条）

ロ 償還の猶予（第十条）

ハ 償還の免除（第十一条）

別表第一業務課長の専決事項の項第四号ロ中「毒物若しくは劇物の販売業又は製剤製造業者等に係る」を削り、同号ニ中「第十七条」を「第十八条」に改め、同号ホ中「第十六条」の下に、「第二十二号」を加え、同項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 薬学生修学資金貸付条例の施行に関する次のこと。

イ 貸付けの決定（第七条）

ロ 指定医療機関の指定（第十条）

別表第一経済商工観光部長の富県宮城推進室に係る専決事項の項中

富県宮城推進室

を

経済商工観光部長
富県宮城推進室

に改め、同表経済商工観光部長の産業立地推進

課に係る専決事項の項中

経済商工観光部長

産業立地推進課

を

産業立地推進課

に改め、同表みやぎ米推進課長の専決事項の項

第二号イ中「肥料の登録」を「普通肥料の登録及び登録証の交付」に改め、「第四条」の下に「、第十条」を加え、同号ロ中「有効期間」を「登録の有効期間」に改め、同号ハ中「届出」の下に「及び申請」を加え、「これに伴う登録証等」を「登録証」に改め、同号ニ中「登録等」を「登録」に改め、「届出」の下に「及び返納」を加え、同号中ルをヲとし、へから又までをトからルまでとし、同号ホ中「及びその輸入業者」を削り、同号中ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 登録に関する公告（第十六条）

別表第一水産林政部長の水産業基盤整備課に係る専決事項の項中第一号から第六号までを削り、第七号を第一号とし、第八号を第二号とし、第九号を第三号とし、同表水産業基盤整備課長の専決事項の項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、同表水産林政部長の漁港整備推進室に係る専決事項の項を次のように改める。

一 漁港漁場整備に関する構想又は全体計画の樹立

二 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）の施行に関する次のこと（二に掲げるものについては、漁港整備推進室長の専決に係るものを除く。）。

イ 漁港の指定、変更及び取消し（第六条）

ロ 漁港管理者の指定（第二十五条）

ハ 基準適合に係る認定、勧告及び認定の取消し（第三十七条の二）

ニ 監督処分（第三十九条の二）

ホ 漁港施設等活用事業の推進に関する計画（以下この号において「活用推進計画」という。）の策定（第四十一条）

へ 漁港施設等活用事業の実施に関する計画（以下この号において「実施計画」という。）の認定及びその変更の認定（第四十三条）

ト 実施計画に係る勧告及び認定の取消し（第四十五条）

チ 漁港水面施設運営権の設定（第四十八条、第五十二条）

リ 漁港水面施設運営権に関する活用推進計画における記載事項の追加等（第四十九条）

ヌ 漁港水面施設運営権の移転の許可（第五十五条）

ル 漁港水面施設運営権の存続期間の更新（第五十七条）

ヲ 漁港水面施設運営権の取消し等（第五十九条）

ワ 漁港施設とみなされる施設の指定（第六十六条）

カ 国土交通大臣への協議（第六十八条）

三 海岸法の施行に関する次のこと（漁港区域及び漁港区域に隣接する地域内に係るものに限る。）。

イ 海岸保全区域の指定及び廃止（第三条）

ロ 海岸管理者の指定（第五条）

ハ 監督処分（第十二条）

ニ 他の管理者の管理する操作施設に係る操作規程及びその変更の承認並びに協議（第十四条の三）

三

ホ 工事原因者の工事の施行命令（第十六条）

へ 他の管理者の管理する海岸保全施設の管理に係る措置命令（第二十一条）

ト 他の管理者の管理する操作施設に関する監督(第二十一条の二、第二十一条の三)

チ 災害時における緊急措置(第二十三条)

リ 協議会の設置(第二十三条の二)

ヌ 海岸協力団体の指定及び名称等の変更の届出の受理並びにこれらの公示(第二十三条の三)

ル 海岸協力団体に対する監督等(第二十三条の五)

四 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の施行に関する次のこと(漁港区域(港湾区域と重複するものを除く。)内に係るものに限る。)

イ 埋立ての免許及び竣功認可(第二条、第二十二條)

ロ 埋立てに関する事項の変更等の許可(第十三条ノ二)

ハ 埋立権の譲渡の許可(第十六条)

ニ 埋立地に関する権利の処分の許可(第二十七条)

ホ 埋立地の用途変更の許可(第二十九条)

ヘ 権利取得者に対する義務の命令(第三十条)

ト 工事施行区域内にある物件の除去命令(第三十一条)

チ 竣功認可の告示日前の違法行為に対するきよう正(第三十二条、第三十六条)

リ 竣功認可の告示後の違法行為に対するきよう正(第三十三条)

ヌ 免許の効力の復活(第三十四条)

ル 埋立て等の承認(第四十二条)

五 農林水産省(水産庁)所管の国有財産の所管換等に係る処分等

六 漁港管理条例(平成元年宮城県条例第二十一号)の施行に関する次のこと。

イ 監督処分(第十四条)

ロ 利用料金の全部又は一部の免除に係る基準の承認(第二十一条)

七 用地買収及び補償の決定

別表第一漁港整備推進室長の専決事項の項を次のように改める。

一 漁港漁場整備に関する年度別実施計画の策定

二 漁港及び漁場の整備等に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 漁港管理規程についての助言又は勧告(第三十四条)

ロ 漁港の区域内の水域又は公共空地における汚水の放流又は汚物の放棄の許可及び協議に対する回答(第三十九条)

ハ 漁港の保全に関する区域等の指定(第三十九条)

ニ ロに掲げる許可を受けた者又は受けるべき者に対する許可の取消し、その効力の停止若しくは

はその条件の変更又は行為の中止等の命令(第三十九条の二)

ホ 漁港協力団体の指定(第六十一条)

ヘ 漁港協力団体の監督等(第六十三条)

ト 漁港協力団体への情報の提供等(第六十四条)

チ 施設の所有者等に対する指定の通知(第六十六条)

三 海岸法の施行に関する次のこと(漁港区域及び漁港区域に隣接する地域内に係るものに限る。)

イ 海岸管理者以外の者の施行する工事の承認等(第十三条)

ロ 海岸保全区域内における制限行為の指定(海岸法施行令第三条)

四 公有水面埋立法の施行に関する次のこと(漁港区域(港湾区域と重複するものを除く。)内に係るものに限る。)

イ 出願に係る要領の告示及び地元市町村長の意見聴取並びに関係都道府県知事への通知(第三
条)

ロ 他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可(第十四条)

ハ 竣功認可の告示前の埋立地使用の許可(第二十三条)

ニ 免許の効力の復活時の条件変更(第三十四条)

ホ 免許料及び鑑定費用の強制徴収(第三十八条)

五 漁港管理条例の施行に関する次のこと。

イ 施設の指定並びにその変更及び廃止(第十条の二)

ロ 使用時間の変更及び休業日の設定の承認(第十九条)

別表第一土木部長の都市計画課に係る専決事項の項第二号中「こと」の下に「(ヘ、ト及びチに掲げるものについては、公園、緑地及び下水道に係るものを除く。)」を加え、同表都市計画課長の専決事項の項第二号中「こと」の下に「(チに掲げるものについては、公園、緑地及び下水道に係るものを除く。)」を加え、同表土木部長の都市環境課に係る専決事項の項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 都市計画法の施行に関する次のこと(公園、緑地及び下水道に係るものに限る。)

イ 都市計画事業予定地の買取り及び先買(第五十六条、第五十七条)

ロ 市町村等が行う都市計画事業及びその変更の認可(第五十九条、第六十三条)

ハ 監督処分(第八十一条)

別表第一都市環境課長の専決事項の項を次のように改める。

一 都市計画法第八十条の規定による市町村等に対する勧告、技術的援助等(公園、緑地及び下水道に係るものに限る。)

二 水道法の施行に関する次のこと。

イ 給水開始前の検査（水質検査を除く。）（第十三条）

ロ 専用水道の確認（第三十二条）

別表第一土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項第四号を次のように改める。

四 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）の施行に関する次のこと（ホからチまでに掲げるものについては、建築宅地課長の専決に係るものを除く。）。

イ 基礎調査並びにその結果の関係市町村長への通知及び公表（第四条）

ロ 測量及び調査のための土地の試掘等の許可及び障害物伐除の通知（第六条）

ハ 土地の立入り等に伴う損失の補償（第八条）

ニ 宅地造成等工事規制区域並びに特定盛土等規制区域の指定及び指定に係る関係市町村長への意見聴取、公示、関係市町村長への通知並びに市町村長の意見の申出の受理（第十条（第四十

五条第三項の規定により準用する場合を含む。）、第二十六条）

ホ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可及び許可に係る条件の付加、公表

並びに市町村長への通知（第十二条（第十六条第三項の規定により準用する場合を含む。）、第三十条（第三十五条第三項の規定により準用する場合を含む。）

へ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る許可証の交付及び不許可の通知（第十四条（第十六条第三項の規定により準用する場合を含む。）、第三十三条（第三十五

条第三項の規定により準用する場合を含む。）

ト ホ及びへに代えて行う国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議（第十五条（第十六条第三項の規定により準用する場合

を含む。）、第三十四条（第三十五条第三項の規定により準用する場合を含む。）

チ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可（第十六条、第三十

五条）

リ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主、工事の請負人、現場管理者に

対する監督処分（第二十条（第二十三条第三項及び第四十七条第三項の規定により準用する場

合を含む。）、第三十九条（第四十二条第三項の規定により準用する場合を含む。）

又 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者、占

有者又は宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する不完全な工事をした者に対する改

善命令（第二十三条、第四十二条）

ル 造成宅地防災区域の指定及びその解除（第四十五条）

ヲ 造成宅地防災区域内の造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者又は宅地造成若しく

は特定盛土等に関する不完全な工事をした者に対する改善命令（第四十七条）

別表第一土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項第十一号イ中「特定建築物に係る」を削り、「第

十四条」を「第十三条」に改め、同号中ロ及びハを削り、同号二中「第三十八条」を「第三十三条」

に改め、同号中ニをロとし、同号ホ中「第三十九条」を「第三十四条」に改め、同号中ホをハとし、

へを削り、同表建築宅地課長の専決事項の項第六号を次のように改める。

六 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する次のこと（ロからニに掲げるものについては、

盛土又は切土をする土地の面積が一万平方米未満のものに限る。）。

イ 土地の立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等を行う者の任命及び立入検査（第五条）

ロ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可及び許可に係る条件の付加、公表

並びに市町村長への通知（第十二条（第十六条第三項の規定により準用する場合を含む。）、第

三十条（第三十五条第三項の規定により準用する場合を含む。）

ハ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る許可証の交付及び不許可の

通知（第十四条（第十六条第三項の規定により準用する場合を含む。）、第三十三条（第三十五

条第三項の規定により準用する場合を含む。）

ホ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可（盛土又は切土をす

る土地の面積が一万平方米未満のものに限る。）及び軽微な変更の届出の受理（第十六

条、第三十五条）

へ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査並びに検査済証の交付及び土石の堆積に関

する工事の完了確認並びに確認済証の交付（第十七条、第三十六条）

ト 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査及び中間検査合格証の交付（第十八条、第

三十七条）

チ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告の受理（第十九条、第三十

八条）

リ 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定の際の当該区域内で行われている宅

地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の受理、公表並びに関係市町村への通

知、擁壁等に関する工事の届出の受理、公共用施設用地の転用の届出の受理（第二十一条、第

四十条）

又 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の土地所有者、管理者、占有者、工事主

又は工事施行者に対する土地の保全勧告(第二十二條、第四十一條)

ル 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の土地及び当該土地において行われている宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の立入検査(第二十四條(第四十八條の規定により準用する場合を含む。)、第四十三條)

ヲ 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対する当該土地又は工事の状況に係る報告の徴収(第二十五條(第四十八條の規定により準用する場合を含む。)、第四十四條)

ワ 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表(第二十七條(第二十八條第三項の規定により準用する場合を含む。))

カ 造成宅地防災区域内の造成宅地の所有者、管理者又は占有者に対する保全勧告(第四十六條)

コ 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域及び造成宅地防災区域内における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する市町村長の意見の申出の受理(第五十條)

ク 書面の交付(宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)第十八條)

別表第一建築宅地課長の専決事項の項第十五号を削り、同項第十四号中「の施行に関する次のこと」を「第二十條の規定による適合証の交付等」に改め、同号中イからトまでを削り、同項第十四号を第十五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(令和七年宮城県規則第九十五号)の施行に関する次のこと。

イ 工事着手届の受理(第八條)

ロ 工事の中止等の届出の受理(第九條)

別表第一住宅課長の専決事項の項第二号中イをマとし、ヌからクまでをルからヤまでとし、リの下に次のように加える。

ヌ 共益費の徴収及び減免等(第二十條の二)

別表第一住宅課長の専決事項の項第六号中レをソとし、ホからタまでをへからレまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 共益費の徴収及び減免等(第十五條の二)
別表第一各所長の専決事項の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表児童相談所長の専決事項の項口中「支給の」の下に「申請の受理」を加え、同項中イ及びリを削り、同表地方振興事務所長の専決事項の項第十二号ホ中「第十五條の四」を「第十六條」に改める。

別表第四農業振興部長の専決事項の項第八号中「(昭和二十五年法律第二百二十七号)」を削り、同号イ中「登録」の下に「及び登録証の交付」を、「第四条」の下に「、第十条」を加え、同号ハ中「登録証等」を「登録証」に改め、同号ニ中「及び返納の受理」を「の受理及び登録証の返納の受領」に改め、同項第九号ホ中「第十五條の四」を「第十六條」に改め、同表地域事務所に置かれる農業振興部長の専決事項の項第四号ホ中「第十五條の四」を「第十六條」に改める。

別表第七保健所の環境衛生部長の専決事項の項第二十三号中「製剤製造業等」を「製造業等」に改め、同号ニ中「第十七條」を「第十八條」に改める。

別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項第一号中ノをやとし、ナからキまでをウからクまでとし、ネをラとし、ラの次に次のように加える。

ム 児童の保護者等に対する措置等の解除に係る理由の説明及び意見の聴取(第三十三條の四)
別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項第一号中ツをナとし、同号ソ中「児童の」を「児童又は保護延長者の一時保護若しくは」に改め、「委託」の下に「又はこれら一時保護等の継続」を加え、同号中ソをネとし、ルからレまでをワからツまでとし、ヌをルとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 妊産婦等生活援助事業若しくは保育の利用等が適当であると認める者の報告又は通知、児童自立生活援助若しくは社会的養護自立拠点事業の実施が適当であると認める児童に係る報告の受理(第二十六條)

別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項第一号中リをヌとし、ニからチまでをホからリまでとし、同号ハ中「支給の」の下に「申請の受理」を加え、同号中ハをニとし、ロをハとし、同号イ中「実情の把握」を「連絡調整、実情の把握」に改め、「計画の作成」の下に「、支援」を加え、同号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 児童自立生活援助の実施の認定(第六條の三)

別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項第二号イ中「出頭の要求」の下に「、告知」を加え、同号中ニを削り、同号ホ中「勧告」の下に「及び勧告に従わない場合の児童への一時保護等の措置」を加え、同号中ホをニとし、同号ヘ中「取消し」の下に「、これら処分に係る聴聞の実施及び命令書の交付」を加え、同号中ヘをホとし、同号ト中「助言」の下に「並びに助言に係る事務の委託」を加え、同号中トをヘとし、チをととする。

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項に次の二号を加える。

三十八 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと(盛土又は切土をする土地の面積が一万平方米メートル未満のもの(市街化調整区域内の土地を除く。))に限る。

イ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可及び許可に係る条件の付加並びに市町村長への通知(第十二條(第十六條第三項の規定により準用する場合を含む。)、第三十條

（第三十五条第三項の規定により準用する場合を含む。）
 ロ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る許可証の交付又は不許可の通知（第十四条（第十六条第三項の規定により準用する場合を含む。）、第三十三条（第三十五条第三項の規定により準用する場合を含む。））

ハ イ及びロに代えて行う国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議（第十五条（第十六条第三項の規定により準用する場合を含む。）、第三十四条（第三十五条第三項の規定により準用する場合を含む。））

ニ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可及び軽微な変更の届出の受理（第十六条、第三十五条）

ホ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査並びに検査済証の交付及び土石の堆積に関する工事の完了確認並びに確認済証の交付（第十七条、第三十六条）

ヘ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査及び中間検査合格証の交付（第十八条、第三十七条）

ト 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の定期報告の受理（第十九条、第三十八条）

チ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の取消し、工事主に対する工事の施行の停止又は災害防止措置の命令、土地所有者等に対する土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の命令（第二十条（第二十三条第三項の規定により準用する場合を含む。）、第三十九条（第四十二条第三項の規定により準用する場合を含む。））

リ 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の土地及び当該土地において行われている宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の立入検査（第二十四条（第四十八条の規定により準用する場合を含む。）、第四十三条）

ヌ 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対する土地又は工事の状況に係る報告の徴収（第二十五条（第四十八条の規定により準用する場合を含む。）、第四十四条）

ル 特定盛土等規制区域における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の受理、市町村への通知及び当該届出に対する勧告並びに命令（第二十七条（第二十八条第三項の規定により準用する場合を含む。））

ヲ 特定盛土等規制区域における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る変更届の受理（第二十八条）

ワ 書面の交付（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第八十八条）

三十九 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の施行に関する次のこと（前号イに規定する許可及び前号ルに規定する届出に係るものに限る。）。

イ 工事着手届の受理（第八条）

ロ 工事の中止等の届出の受理（第九条）

別表第十水産技術総合センターの気仙沼水産試験場長及び内水面水産試験場長の専決事項の項中「及び内水面水産試験場長」を削る。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一環境生活部長の廃棄物対策課に係る専決事項の項第九号の改正規定及び同表廃棄物対策課長の専決事項の項第七号の改正規定は土砂等の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例（令和七年宮城県条例第二十号）の施行の日から、同表土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項第四号の改正規定、同表建築宅地課長の専決事項の項第六号及び第七号の改正規定並びに別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第三十八号及び第三十九号の改正規定は同年五月二十三日から施行する。